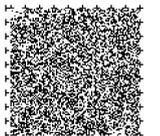


安部井委員提出資料



平成 29 年 8 月 8 日
東京都重症心身障害児(者)を守る会
安部井 聖子

第八期東京都障害者施策推進協議会（第 2 回専門部会）
「障害児支援について」

○ 重症心身障害児者の協議の場の設置とコーディネーターを配置

平成 24 年度から 26 年度にかけて行われた厚労省の「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」により、協議の場とコーディネート的重要性が問いかけられました。

そして今般、国から障害児の健やかな育成のための発達支援の基本理念として、身近な地域での支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については区市町村が実施主体、障害児入所支援については都が実施主体を基本として地域支援体制の構築を図るとされました。

その中で、重症心身障害児に対する支援体制の充実が示され、重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図るようにとされています。

医療的ケア児に対する支援体制の充実のためには、平成 30 年度末までに東京都ならびに各区市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるように保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、通所、入所、相談支援事業者、保育園、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けなければなりません。都においては、来年度末まで間に実効性のある協議の場を設置してください。区市町村へは設置を促すとともにご支援とご指導をお願いいたします。

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区市町村に少なくとも 1 カ所確保しなければなりません。現在、地域偏在により移動負担や空白地域となっているため利用できない子ども達があります。実現するためのご支援とご指導をお願いいたします。

また、多分野にまたがる支援の利用を調整するためにコーディネーターの配置が必要となっています。NICUから自宅への移行等に少数の方が奔走し過重負担となっています。不慣れな医療的ケアや看護・介護に疲弊している若い親達にとって、伝えきれない思いや意見を地域に伝える役目を果たし、地域づくりの要となっています。区市町村に人口に見合ったコーディネーターが配置されるよう支援とご指導をお願いいたします。

